

# 外国人材雇用情報提供窓口

外国人材の雇用には、出入国管理制度、技能実習法、特定技能の在留資格に係る運用方針や要領等に基づく雇用管理等の正しい理解のもと適正に行うことが求められています。このため、島根県では、県内企業の皆さまに対する「外国人材雇用情報提供窓口」を2019年3月1日に開設しました。

## 【情報提供内容】

- ・ 出入国管理及び難民認定法、技能実習法、特定技能などの制度の内容
- ・ 外国人の採用や雇用管理の方法
- ・ 雇用した外国人に対して企業が行う各種支援の内容
- ・ 問い合わせ内容に応じた専門機関への取次ぎ **等**

「技能実習」、「特定技能」  
どんな仕組みなのかな

外国人材を雇用したいけど...  
どこに相談したらよいのだろう



島観連許諾第5545号

企業のみなさまのお問い合わせに応じて  
情報提供いたします。  
お気軽にお問い合わせください。

開所日時：月～金曜日（国民の祝日・休日・年末年始を除く）

9：00～17：00

☎0852-22-6634

E-mail : [koyo-seisaku@pref.shimane.lg.jp](mailto:koyo-seisaku@pref.shimane.lg.jp)

島根県商工労働部雇用政策課 多様な就業推進室内

松江市殿町1番地 FAX:0852-22-6150

<https://www.pref.shimane.lg.jp/tayo-syugyo>